

技術者の常勤性の確認について（保険証に代わる書類）

マイナンバー法の一部改正法により、令和6年12月2日以降、健康保険保険者証の新規発行が行われないこととなりました。つきましては、市内事業者における技術者の常勤性確認のため、次の資料を添付してください。

・技術者名簿記載技術者の**健康保険・厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書**等の写し。またはそれに準ずる書類（監理技術者資格者証など、雇用関係が確認できる書類）

※個人事業所のうち、社会保険適用除外となるものの被雇用者、また後期高齢者の場合は**源泉徴収票の写し**を提出してください。

内容に関し、何かご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

〒894-0025

鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号

奄美市役所 総務部 契約・検査指導課

0997-69-3176（直通）